

在校生の保護者のみなさまへ

・奨学のための給付金

「奨学のための給付金」とは、高校生等の授業料以外の教育費負担（教材費や学用品等）を軽減するため、一定の要件に該当する世帯に支給されるものです。（返還不要）

また給付金の支給対象外の世帯でも、失職や倒産等の事由により家計が急変された家庭は、給付金の対象となる場合がありますので、希望される方は、本校事務課担当者までご連絡ください。

（申請期限：令和6年8月30日）

担当 事務課 城戸 問い合わせ先 0895-22-6575